

(地Ⅲ38F)

平成 21 年 5 月 15 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
飯 沼 雅 朗

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定
および新型インフルエンザ対策に関する要望について

【新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について】

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定等につきましては、5月9日付け（地Ⅲ35F）をもってご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長から各都道府県、政令市、特別区の新型インフルエンザ担当部（局）長宛に、その一部を再改定する通知が出され、本会に対しても協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

5月9日付け通知では、症例定義における疑似症患者の要件のなかで、新型インフルエンザ患者との濃厚な接触歴、新型インフルエンザウイルスを含む患者由来の検体に防御不能な状態で接触したまたはその疑いのある者、新型インフルエンザ蔓延国または地域に滞在もしくは旅行した者、それぞれの期間を「10日以内」と定めていました。

今回の通知は、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会の報告を踏まえ、これを「7日以内」に変更したものです。

貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下の郡市区医師会および会員に対し周知いただきたくご高配のほどお願い申し上げます。

【新型インフルエンザ対策に関する要望書の提出について】

今般、舛添厚生労働大臣から、本会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会に対し、新型インフルエンザの国内対策に向けて各団体の意見を聴く機会をもちたい旨の連絡があり、本日厚生労働大臣室において各団体出席のもと意見交換が行われました。

唐澤会長から本会の要望書を厚生労働大臣に手交するとともに、本職よりその内容の説明と実現を強く求めてまいりましたのでご連絡いたしますとともに同要望書を添付いたします。

健感発第0513001号
平成21年5月13日

各
都道府県
政令市
特別区

新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について

新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式については、平成21年5月9日健感発第0509001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」（以下「届出通知」という。）により、お示ししたところですが、今般、新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会（委員長：尾身茂自治医科大学教授）の報告を踏まえ、症例定義における疑似症患者の要件の中で、従来10日間とされていた箇所（別紙1（3）のウのア）、イ）、ウ）を7日間とすることとし、届出通知を下記のとおり改正することといたしましたので、各医療機関に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、患者の発生状況や検査体制の整備状況などを踏まえ、症例定義を見直すことがあることを再度申し添えます。

記

届出通知別紙1を次のとおり改める。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳や鼻水等の気道の炎症に伴う症状に加えて、突然の高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛等を伴うことを特徴とする。なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと、医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は、38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状*1があり、かつ次のア)イ)ウ)のいずれかに該当する者であって、インフルエンザ迅速診断キットによりA型陽性かつB型陰性となったものを医師が診察した場合とする。

ただし、インフルエンザ迅速診断キットの結果がA型陰性かつB型陰性の場合であっても、医師が臨床的に新型インフルエンザの感染を強く疑う場合には、同様の取り扱いとする。

ア)7日以内に、感染可能期間内*2にある新型インフルエンザ患者と濃厚な接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同様。)を有する者

イ)7日以内に、新型インフルエンザウイルス(新型インフルエンザウイルスH1N1)を含む患者由来の検体に、防御不十分な状況で接触した者、あるいはその疑いがある者

ウ)7日以内に、新型インフルエンザが蔓延している国又は地域に滞在もしくは旅行した者

エ 感染症死亡者の死体

感染症死亡者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

オ 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検案した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

*1. 急性呼吸器症状：

急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の2つ以上の症状を呈した場合をいう

- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
- イ) 咽頭痛
- ウ) 咳嗽
- エ) 発熱または、熱感や悪寒

*2 発症1日前から発症後7日目までの9日間とする。

《備考》

診断の際には、新型インフルエンザの流行情報、インフルエンザ症状のある者との接触歴、渡航歴などの情報を把握することが有用である。

平成 21 年 5 月 15 日

厚生労働大臣
舩添 要一 殿

社団法人 日本医師会
会長 唐澤 祥人

要 望 書

国民の生命と健康の安全を確保するため、新型インフルエンザ対策の一層の充実を図るべく、以下に示す項目の実現を強く要望いたします。

- 一、 国民に対する正確かつ有用な情報提供の徹底
 - ・ 海外ならびに国内の感染者発生状況等の正確かつ迅速な情報提供
 - ・ 発熱相談センターへの連絡や発熱外来の受診手順、受診の際の留意事項など、広報活動のさらなる徹底
 - ・ 窓口となる保健所の対応体制の整備と充実

- 一、 新型インフルエンザワクチン対策の充実
 - ・ 海外からの輸入に頼ることなく、また従来の他のワクチンの生産量を縮小することなく、わが国の有精卵のキャパシティを活用した新型インフルエンザワクチンの迅速な国内開発・製造
 - ・ 新型インフルエンザワクチンの医療機関への供給体制、分配ルートの確立

- ・ 医療現場での混乱を避けるため、新型インフルエンザワクチンおよび季節性インフルエンザワクチンが不足する状況下での接種優先順位の策定
- ・ ワクチン行政の見直しと強化

一、 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄の拡充と分配ルートの確立

一、 新型インフルエンザに対応する地域医療提供体制の強化

- ・ 各地域における感染症病床および陰圧室の拡充とそのための補助
- ・ 手袋、ガウン、ヘッドカバー、サージカルマスク等、PPE（個人防護衣：Personal Protective Equipment）の備蓄と分配
- ・ 発熱外来のさらなる整備とそのための補助
- ・ 自院での診療もしくは発熱外来等に出動する医師等の感染時に対する補償制度の創設

一、 鳥インフルエンザ（H5N1型）への監視と警戒の継続